

# 新型コロナウイルスに関する事業者向けの主な支援制度 ＜京都市版＞

詳しくは  
P1

経営のことで相談したい



金融・税務・労務などの  
経営に関する相談

【相談先】 京都商工会議所 TEL : 075-341-9790  
各商工会等（所在地により連絡先が異なります）

中小企業組合等の運営に関する相談

【相談先】 京都中小企業団体中央会 TEL : 075-708-3701



支援策について知りたい・相談したい

詳しくは  
P2

中小企業等支援策活用  
サポートセンター

市・国・府などの事業者への支援策について、専門家等（行政書士等）が市内各所を巡回し相談に応じる総合相談窓口（事前予約制）

【相談先】 予約センター TEL : 0570-003-080

新型コロナウイルス  
感染症事業者支援ナビ

キーワードから詳細な情報を絞り込んで検索することが可能な事業者向けの支援策を簡単に検索できる Web サイト

【URL】 <https://kyoto-city.wincovid19.jp/>

市

詳しくは  
P3~

資金繰りが不安…



## ＜融資制度（返済必要）＞

市・府連携

新型コロナウイルス感染症対応  
資金（実質無利子・無保証料）

【要件】 市の認定種別により異なる

【融資額】 最大 4,000 万円（期間：10 年以内、据置 5 年以内）

【相談先】 銀行・信金等の金融機関

（その他）新型コロナウイルス対応緊急資金、災害対策緊急資金、あんしん借換資金

※いずれも利子・保証料の負担有り

国

新型コロナウイルス感染症特別貸付  
（利子補給により実質無利子）

【要件】 売上高▲5% 【融資額】 事業内容により異なる

【相談先】 日本政策金融公庫京都支店

（その他）新型コロナウイルス対策マル経、商工中金による危機対応融資 等

※利子補給により実質無利子

## ＜給付制度（返済不要）＞

国

持続化給付金

【給付上限額】 法人：200 万円，個人事業主：100 万円（要件有）

【相談先】 TEL : 0120-115-570（サポート会場事前予約 TEL : 0570-077-866）

家賃支援給付金

【給付上限額】 法人：600 万円，個人事業主：300 万円（要件有）

【相談先】 TEL : 0120-653-930（サポート会場事前予約 TEL : 0120-150-413）

詳しくは  
P6~

現状を打開するために何とかしたい！



### <補助制度・助成制度（経費の一部を支援します）>

#### 【地域企業等の事業継続・活性化支援～消費・需要回復の下支え～】

業種別団体等活性化支援  
事業補助金

消費・需要拡大に向け、業種別団体等が実施する商談会・展示会などの販路拡大の取組や経営課題解決の取組等に係る経費を補助  
【補助率】4/5 又は 2/3（上限額は対象により異なる）

安心・安全な MICE 開催支援  
補助金（MICE 主催者向け）  
など

ウィズコロナ社会における安心・安全な MICE 開催を促すため、感染拡大予防対策等の取組に係る経費への補助や、地域活性化に資する MICE の一層の推進に向けた補助制度の拡充等を実施  
【補助率】事業内容により異なる

森林利活用促進支援事業  
補助金

森林資源・空間を活用し、「3密対策」や「新たな生活様式」に対応するとともに、健全な森づくりにつながる商品・サービス開発等を支援  
【補助率】4/5（上限額は対象経費により異なる）

#### 【ウィズコロナ社会への変革支援】

新しい生活スタイル対応  
のための感染症対策補助金

「ウィズコロナ社会における市民と観光客の安心・安全の確保に向けたアドバイザーチーム」の助言等に基づき、店舗・施設等が実施する感染症対策に係る費用の一部を助成  
【補助率】2/3（上限 10 万円/店舗（1 事業者あたり 10 店舗上限））

ものづくり・商業・  
サービス補助金

新製品開発、生産プロセス改善等に要する経費の一部を補助  
【補助率】1/2 又は 2/3（企業規模等により異なる）、上限 1,000 万円

（その他）・持続化補助金（販路開拓や業務効率化に要する経費の一部を補助）  
・IT 導入補助金（IT ツール導入により業務効率化を行うために要する経費の一部を補助） 等

中小企業者等事業再出発  
支援補助金

「新しい生活様式」に対応した感染症拡大防止ガイドラインに基づく取組に必要な経費を補助  
【補助率】10/10（上限 10 万円）

中小企業者等緊急応援補助金

感染症拡大防止ガイドラインに基づく取組や業務改善・売上向上につながる取組に必要な経費を補助  
【補助率】企業規模により異なる

（その他）・コロナ社会対応ビジネスモデル創造事業補助金  
・多様な働き方推進事業費補助金 等



従業員給料をどうしよう…

詳しくは  
P10

雇用調整助成金

一時的な休業等による雇用維持に対し、休業手当や賃金の一部を助成  
【助成率】大企業 2/3, 中小企業 4/5（10/10 助成の特例あり）  
【相談先】京都労働局助成金センター TEL : 075-241-3269

※市・観光協会作成の動画「初めての雇用調整助成金」もご覧ください！  
URL : <https://www.kyokanko.or.jp/news/20200513/>

新型コロナウイルス感染症  
による小学校休業等対応  
助成金

保護者である従業員に有給休暇を所得させた場合に賃金相当額を助成（日額上限 15,000 円, 個人事業者等は定額 7,500 円）  
【相談先】専用コールセンター TEL : 0120-60-3999

詳しくは  
P2. 11

お客様に安心して来てほしい！



市・府等連携

ガイドライン推進宣言  
事業所ステッカー

新型コロナの感染拡大予防に向け、ガイドラインを遵守し衛生対策等に取り組む事業者を「見える化」するために、ステッカーを交付  
【問い合わせ先】中小企業緊急経営支援コールセンター TEL: 0120-555-182

市

アドバイザーチームによる  
事業者の感染症対策等  
サポートナビ

市民や観光客の方が利用する市内店舗・事業所等を対象に、感染症対策等に関する具体的な疑問に対する助言などの支援を行う web サイト  
【URL】 <https://www.newstyle-kyoto.com/>  
【問い合わせ先】 TEL: 0570-010008



税金や公共料金をどうしよう…

支払猶予・  
減免等

支払いの猶予や減免を受けられる可能性があります（詳細は以下のホームページ参照）

（市 税） <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000268984.html>

（府 税） <http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/tokureiyuuyo.html>

（国 税） [https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

（水 道） <https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000269601.html>

（電話等） [https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000398.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000398.html)

（電気・ガス） <https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/>

# 1 経営相談

☞ 新型コロナの影響による経営悪化など、経営課題を相談したい方へ

名称	相談内容	連絡先等
商工会議所・商工会	金融や税務、労務などの経営に関する相談	京都商工会議所（京都市全域） ビジネスサポートデスク（上京・中京・下京・東山・山科） TEL：341-9790 洛北ビジネスサポートデスク（北・左京）TEL：701-0349 洛西ビジネスサポートデスク（右京・西京）TEL：314-8771 洛南ビジネスサポートデスク（南・伏見）TEL：611-7085 京北商工会（旧京北町）TEL：852-0348 ※商工会議所については、経営支援員が相談対応
京都中小企業団体中央会	中小企業組合等の運営に関する相談	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地 京都経済センター3階（TEL：075-708-3701） ※北部事務所…舞鶴市喜多 1105 番地の 1 舞鶴 21 ビル 5 階 503（TEL：0773-76-0759）

（参考）京都府内の商工会議所・商工会

地域	市区町村名	名称	電話番号	
京都	京都市	京都商工会議所		
	上京・中京・下京・東山・山科	ビジネスサポートデスク	075-341-9790	
	北・左京	洛北ビジネスサポートデスク	075-701-0349	
	右京・西京	洛西ビジネスサポートデスク	075-314-8771	
	南・伏見	洛南ビジネスサポートデスク	075-611-7085	
	旧京北町	京北商工会	075-852-0348	
乙訓	向日市	向日市商工会	075-921-2732	
	長岡京市	長岡京市商工会	075-951-8029	
	大山崎町	大山崎町商工会	075-956-4600	
山城	宇治市	宇治商工会議所	0774-23-3101	
	城陽市	城陽商工会議所	0774-52-6866	
	八幡市	八幡市商工会	075-981-0234	
	京田辺市	京田辺市商工会	0774-62-0093	
	久世郡久御山町	久御山町商工会	075-631-6518	
	綴喜郡井手町	井手町商工会	0774-82-4073	
	綴喜郡宇治田原町	宇治田原町商工会	0774-88-4180	
	木津川市	木津川市商工会	0774-72-3801	
	相楽郡笠置町	笠置町商工会	0743-95-2159	
	相楽郡和束町	和束町商工会	0774-78-3321	
	相楽郡精華町	精華町商工会	0774-94-5525	
	相楽郡南山城村	南山城村商工会	0743-93-0100	
	南丹	亀岡市	亀岡商工会議所	0771-22-0053
		南丹市	南丹市商工会	0771-42-5380
京丹波町		京丹波町商工会	0771-82-0575	
中丹	福知山市	福知山商工会議所	0773-22-2108	
	舞鶴市	舞鶴商工会議所	0773-62-4600	
	綾部市	綾部商工会議所	0773-42-0701	
	福知山市	福知山市商工会	0773-56-5151	
丹後	宮津市	宮津商工会議所	0772-22-5131	
	京丹後市	京丹後市商工会	0772-62-0342	
	与謝郡与謝野町	与謝野町商工会	0772-43-1020	
	与謝郡伊根町	伊根町商工会	0772-32-0302	

## 2 各種案内窓口

☞ 事業者向けの公的機関の新型コロナ対策支援について知りたい方へ

### 市の窓口等

名 称	相談内容	連絡先等
中小企業等支援策活用サポートセンター	市や国、府等の実施する中小企業・小規模事業者支援策について、専門家（行政書士等）が市内各所を巡回し相談に応じる総合相談窓口（事前予約制）	<a href="https://www.kyoto-support-center.jp">https://www.kyoto-support-center.jp</a> 予約センターTEL：0570-003-080 （土日祝除く 9:00～17:00）
新型コロナウイルス感染症対策事業者支援ナビ	事業者向けの支援策について、簡単かつキーワードで詳細な情報を絞り込んで検索することができる web サイト	<a href="https://kyoto-city.wincovid19.jp/">https://kyoto-city.wincovid19.jp/</a>
アドバイザーチームによる事業者の感染症対策等サポートナビ	不特定多数の市民や観光客の方が利用する市内店舗・事業所等を対象に、感染症対策等に関する具体的な疑問に対する助言など、「ウィズコロナ社会における市民と観光客の安心・安全の確保に向けたアドバイザーチーム」が支援を行う web サイト （主なコンテンツ） ・感染症対策等に係る研修動画の配信 ・専用フォーム等による相談対応 等	<a href="https://www.newstyle-kyoto.com/">https://www.newstyle-kyoto.com/</a> TEL：0570-010008

### 府の窓口等

名 称	相談内容	連絡先等
中小企業等再出発相談窓口	（公財）京都産業 21 や京都府よろず支援拠点、（一社）京都府中小企業診断協会と連携した、経営が悪化している中小企業の再出発に向けた経営改善を応援するための専門家による伴走支援窓口	TEL：075-315-9908 メール： <a href="mailto:keieicall@ki21.jp">keieicall@ki21.jp</a> FAX：075-315-9091 （平日 9:00～17:00）
中小企業緊急経営支援コールセンター	（一社）京都府中小企業診断協会所属の中小企業診断士などが各種支援制度や申請手続きを電話・メールで案内 併せて、「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付に関する問い合わせにも対応（京都会議 URL： <a href="https://www.kyotokaigi.com">https://www.kyotokaigi.com</a> ）	TEL：0120-555-182 メール： <a href="mailto:keieicall@ki21.jp">keieicall@ki21.jp</a> （平日 9:00～17:00）
京都府緊急事態措置コールセンター	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく外出・イベント開催の自粛、施設の使用制限要請等に対する相談窓口	TEL：075-414-5907 （平日 9:00～18:00）
中小企業雇用継続緊急支援センター	京都労働局と連携し、雇用調整助成金の速やかな給付に向け、申請手続きを支援する窓口	TEL：075-682-2233

### 3 融資

☞ 新型コロナの影響により資金繰りに困っている方へ（要返済）

#### 市の制度

名称		要件等	利率 (固定)	融資限度額(=枠限度額) 【保証枠】	融資期間 (据置期間)	備考	
①	新型コロナ ウイルス 対応緊急 資金	普通保証	売上高▲10%	1.2%	有担保2億円 無担保8千万円 【1】一般保証枠	10年以内 (2年以内)	要件確認 のため、 市町村長 の認定が 必要
		セーフティ 5号保証	売上高▲5% (業種指定あり)	1.2%	有担保2億円 無担保8千万円 【2】セーフティ保証枠 (1)とは別枠	10年以内 (2年以内)	
②	災害対策 緊急資金	セーフティ 4号保証	売上高▲20%	0.9%	有担保2億円 無担保8千万円 【3】危機関連保証枠 (1), (2)とは別枠	10年以内 (2年以内)	
③	あんしん 借換資金	危機関連 枠	売上高▲15%	(新規) 1.1% (借換) 1.7%	有担保2億円 無担保8千万円 【3】危機関連保証枠 (1), (2)とは別枠	10年以内 (2年以内)	
④	新型コロナ ウイルス 感染症対応 資金(実質 無利子・ 無保証料)	セーフティ 4号保証	売上高▲20% 【要件ア】	0.9% ※【要件エ】 を満たす場 合、当初3年 間利子補給 (全額)あり	4千万円 【2】、【3】いずれかの枠 を使用】	10年以内 (5年以内)	
		セーフティ 5号保証	売上高▲5% 【要件イ】 (業種指定あり)				
		危機関連 枠	売上高▲15% 【要件ウ】				

**【要件ア】 次の(1), (2)の要件を全て満たす方**

- (1) 適用地域内（府内全市町村）において、1年以上継続して事業を実施
- (2) 災害発生に起因し、当該災害の影響を受けた後、（原則）直近1箇月の売上高等が対前年同月比▲20%以上かつその後2箇月を含む3箇月間の売上高等が前年同期比▲20%以上の見込み

**【要件イ】 次の(1), (2)の要件のいずれかを満たす方**

- (1) 指定業種に属する事業を行っており、直近3箇月間の売上高等が前年同期比▲5%以上の中小企業者  
※ 時限的な運用緩和として、2月以降、直近3箇月の売上高が算出可能となるまで、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3箇月間の売上高等の減少でも可
- (2) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

**【要件ウ】**

（原則）直近1か月間の売上高等が前年同月比で▲15%以上かつその後2箇月間を含む3箇月間の売上高等が前年同期比で▲15%以上の見込み

※ 創業間もない方や、前年以降の店舗増設や業容拡大等により前年度との売上比較が困難な方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティ保証4号・5号及び危機関連保証が利用できるよう、経済産業省において、認定基準の運用の緩和が図られています。

<経産省 HP>

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf>

**【要件エ】 利子補給の要件・割合**

事業者区分	要件	割合(当初3年間)
個人事業主	イ	全額
小・中規模事業者		なし
		アまたはウ

【相談先（取扱金融機関）】

①～③：以下の12金融機関

金融機関名	専用ダイヤル	金融機関名	専用ダイヤル
京都銀行	0120-075-202(平日/休日)	南都銀行	0120-710-545(休日)
滋賀銀行	本支店へお問い合わせください	関西みらい銀行	0120-70-5125(休日)
福邦銀行	本支店へお問い合わせください	京都信用金庫	0120-751-143(平日)
京都中央信用金庫	0120-101-088(平日/土曜)	京都北都信用金庫	0120-4910-86(平日)
近畿産業信用組合	本支店へお問い合わせください	京滋信用組合	本支店へお問い合わせください
商工組合中央金庫	0120-542-711(平日/休日)	三菱UFJ銀行	各支店へお問い合わせください (京都市内の各支店のみ)

④：上記の12金融機関＋以下の13金融機関

金融機関名				専用ダイヤル
みずほ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	三井住友信託銀行	各金融機関のホームページ等で御確認ください
北陸銀行	福井銀行	池田泉州銀行	但馬銀行	
徳島大正銀行	中兵庫信用金庫	但馬信用金庫		
京都府信用農業協同組合連合会		京都府信用漁業協同組合連合会		

国の制度

名称	要件等	利子	融資限度額	融資期間	備考
① 新型コロナウイルス感染症特別貸付	売上高 ▲5%	中小事業 1.11% (当初3年 0.21%) 国民事業 1.36% (当初3年 0.46%)	中小事業 3億円 国民事業 6千万円	設備 20年以内 運転 15年以内	追加要件を満たせば実質無利子・無担保の対象
② 新型コロナウイルス対策マル経	売上高 ▲5%	1.21% (当初3年 0.31%)	1千万円(通常分とは別枠)	設備 10年以内 運転 7年以内	
③ 商工中金による危機対応融資	売上高 ▲5%	1.11% (当初3年 0.21%)	3億円	設備 20年以内 運転 15年以内	
④ 衛生環境激変対策特別貸付	売上高 ▲10%	1.91%	1千万円(通常分とは別枠)	運転 7年以内	
⑤ 農林漁業セーフティネット資金	主業農業者等	0.16%~0.20%	1,200万円(年間経営費等の12/12の特例あり)	10年以内(据置3年以内)	実質無利子となる金利負担軽減措置あり

【相談先】

- ①, ④ 日本政策金融公庫 京都支店(国民生活事業 TEL:075-211-3231, 中小企業事業 TEL:075-221-7825)  
西陣支店(国民生活事業 TEL:075-462-5121)
- ② 商工会議所・商工会(1ページ参照)
- ③ 商工組合中央金庫 京都支店(TEL:075-361-1120)
- ⑤ 日本政策金融公庫 京都支店(農林水産事業 TEL:075-221-2147)

## 4 給付金

☞ 新型コロナの影響により資金繰りに困っている方へ（返済不要）

### 国の制度

名称	制度概要	給付額
① 持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比▲50%以上減少した中小企業や小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業全般に広く使える給付金を支給	前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月(=対象月)の売上×12月)により算出した額 上限：法人 200 万円，個人事業者 100 万円
② 家賃支援給付金	緊急事態宣言の延長等により 5 月から 12 月までの売上が 1 箇月で前年同月比▲50%以上または連続する 3 箇月の合計で前年同期比▲30%以上減少した中小企業や小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、賃料などの負担を軽減する給付金を支給	申請時の直近 1 箇月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額の 6 倍 上限：法人 600 万円，個人事業者 300 万円

### 【相談先】

- ① 持続化給付金事業コールセンター（TEL：0120-115-570／IP 電話専用回線：03-6831-0613）  
受付時間：8:30～19:00（7・8月：毎日，9月：日曜～金曜日）  
※ web 申請受付 HP：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>  
※ 電子申請が困難な方は，申請サポート会場で申請の補助を受けることができます（予約制／TEL：0570-077-866（毎日 9:00～18:00））。
- ② 家賃支援給付金コールセンター（TEL：0120-653-930）  
受付時間：8:30～19:00（毎日）  
※ web 申請受付 HP：<https://yachin-shien.go.jp/>  
※ 電子申請が困難な方は，申請サポート会場で申請の補助を受けることができます（予約制／TEL：0120-150-413（毎日 9:00～18:00））。



## 5 補助金

☞ 事業継続や「新しい生活スタイル」に対応するための取組への補助を受けたい方へ

### 市の制度

名 称	補助対象	補助内容
① 業種別団体等活性化支援事業補助金	業種別団体等が実施する見本市・展示会・商談会等の市場開拓に関する事業や、販売促進・販路拡大のための事業、新たな販売手法の導入、売上向上に資するガイドラインの策定・経営課題解決のための調査研究、新商品開発等の取組を支援 【受付期間】令和2年8月13日～9月17日	補助率：4/5，上限：100万円（団体）、40万円（グループ） ※見本市等を主催する場合は補助率：2/3，上限：500万円
② 安心・安全なMICE開催支援補助金（MICE主催者向け）	会議やインセンティブツアー等の主催者を対象に、感染拡大予防対策に係る経費（3密回避のための会議室追加、マスクの購入等）を補助 【受付期間】令和2年7月15日～予算上限到達まで	補助率：2/3，上限：30万円
③ 大規模コンベンション開催支援助成金	学会や会議等の主催者を対象に、今年度中に開催される会議（参加者数500名以上）の開催に係る経費を補助 【受付期間】令和2年7月15日～予算上限到達まで	助成額：最大1,000万円
④ 京都らしいMICE開催支援補助制度（文化プログラム、伝統産業プログラム）	会議やインセンティブツアー等の主催者を対象に、会議等で京都らしさを演出し、参加者に「ほんまものの京都」の一端に触れていただく機会の提供に要する経費を補助 【受付期間】令和2年7月15日～予算上限到達まで	補助率：10/10，上限：50万円（伝産品を計100万円以上購入する場合は75万円）
⑤ 森林利活用促進支援事業補助金	市内の森林空間・資源を生かした新サービス提供や新商品の開発等、「新しい生活様式」に対応する木製品の開発等に係る経費を助成 対象経費：①商品開発費・広告宣伝費・市場調査費・人件費、②森林整備、商品開発・製造・サービス提供に必要な機械等の購入・設置に要する経費 【受付期間】令和2年8月28日～9月11日	補助率：4/5，上限：①100万円，②500万円（①・②を両方申請する場合，上限は①：100万円，①+②：500万円）
⑥ 新しい生活スタイル対応のための感染症対策補助金	市内に不特定多数の市民・観光客が利用する店舗や来客型の事業所等を有する中小企業等が、「ウィズコロナ社会における市民と観光客の安心・安全の確保に向けたアドバイザーチーム」の助言に基づき実施する、感染症対策に係る費用（什器又は機器の調達等）の一部を補助 【受付期間】令和2年9月14日～9月25日	補助率：2/3，上限：10万円/店舗（1事業者あたりの申請上限：10店舗）

#### 【相談先】

- ① 地域企業支援策活用推進室（TEL：075-222-3371）
- ②～④ （公財）京都文化交流コンベンションビューロー（TEL：075-353-3053）
- ⑤ 農林振興室 林業振興課（TEL：075-222-3346）
- ⑥ 「新しい生活スタイル対応のための感染症対策補助金」事務局（TEL：075-213-0030）

府の制度

名 称		補助対象	補助内容
①	中小企業者等事業再出発支援補助金	「新しい生活様式」に対応した感染症拡大防止ガイドラインに基づく取組に必要な経費 【募集締切】令和2年10月16日	補助率 10/10, 上限 10 万円
②	新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金	㊸中小企業者等緊急応援補助金(「新しい生活様式」に対応した感染症拡大防止ガイドラインに基づく取組に必要な経費や、業務改善・売上向上につながる取組に必要な経費) 【募集締切】令和2年10月16日	小規模事業者等：補助率 2/3, 上限 20 万円 中小企業者：補助率 1/2, 上限 30 万円
		㊹京都府文化活動継続支援補助金 新型コロナウイルスの影響を受けた府内文化芸術団体が行う文化芸術活動の継続・再開に向けた取組等に必要な経費 【募集締切】①令和2年10月15日, ②令和3年1月15日	補助率：対象経費から市町村等の補助金を減じた額の2/3, 上限：20万円
		㊺京もの農林水産物を3品目以上使用した中食サービス(総菜の加工・販売, 仕出し, テイクアウトなど)を開始, 拡充するため取組等に必要な経費 ※毎月末を期限に予算の範囲内で募集	補助率：2/3, 上限：50万円
③	コロナ社会対応ビジネスモデル創造事業補助金	新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大やその影響による様々な社会的変化に対応した新しいビジネスモデルのアイデアに基づく取組に必要な経費 対象分野：商店街・小売業, ものづくり産業, 伝統産業, 観光関連産業, 食関連産業 【募集締切】令和2年9月4日	①事業化可能性調査コース…補助率：4/5 (産地枠は9/10), 上限：500万円 ②チャレンジプロジェクトコース…補助率：4/5, 上限：5,000万円
④	多様な働き方推進事業費補助金	仕事と家庭の両立支援を行うための制度整備(例：テレワーク導入のための通信機器整備費等(『子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言』を行うことが必要)) 【募集締切】令和2年12月28日	補助率：1/2 (小規模企業は2/3), 上限：50万円 (企業グループは補助率：2/3, 上限：100万円)

【相談先】

- ①, ②-㊸ 京都府事業再出発支援補助金センター (TEL : 075-748-0303)
- ②-㊹ 京都府文化芸術関係者支援相談窓口 (TEL : 075-414-5549)
- ②-㊺ 農林水産部 流通・ブランド戦略課 (TEL : 075-414-4964)
- ③ 商工労働観光部 産業労働総務課 (TEL : 075-414-4821)
- ④ 京都中小企業団体中央会 (TEL : 075-708-3701)

国の制度

名 称		補助対象	補助内容
①	ものづくり・商業・サービス補助金	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資, システム構築, 設計・加工費等	補助率：中小企業 1/2, 小規模企業 2/3 (類型 A : 2/3, 類型 B・C : 3/4), 上限：原則 1,000 万円 ※ガイドライン等に基づく感染防止対策を実施した場合, 事業再開枠 (定額, 上限 50 万円) を上乗せ

名 称	補助対象	補助内容
② 持続化補助金	販路開拓や業務効率化の取組に必要な機器装置費, 広報費, 専門家謝金, 委託費等	補助率: 2/3 (類型 B・C: 3/4), 上限: 50 万円 (コロナ対応を行う場合は 100 万円) ※ガイドライン等に基づく感染防止対策を実施した場合, 事業再開枠 (定額, 上限 50 万円) を上乗せ
③ I T 導入補助金	I T ツール導入により業務効率化を行うためのソフトウェア費, 導入関連費 (コンサル費, 保守費等)	補助率: 1/2 (類型 A: 2/3, 類型 B・C: 3/4), 上限: 30~450 万円

(類型区分)

類型 A: サプライチェーンの毀損への対応 (例: 部品の内製化, 出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓等)

類型 B: 非対面ビジネスモデルへの転換 (例: 自動精算機, キャッシュレス決済端末の導入等)

類型 C: テレワーク環境の整備 (例: web 会議システム, PC 等を含むシンクライアントシステムの導入等)

【相談先】

- ① ものづくり補助金事務局サポートセンター (TEL: 050-8880-4053)
- ② 商工会議所・商工会 (1 ページ参照)
- ③ (一社) サービスデザイン推進協議会 (TEL: 0570-666-424)

## 6 雇用調整、学校休業に伴う助成金等

国の制度

名称	制度概要	助成内容
① 雇用調整助成金（特例措置）（※）	新型コロナウイルスの影響を受ける事業者が労働者に対して一時的に休業等により雇用維持を図った場合に、休業手当や賃金の一部を助成	助成率：大企業 2/3, 中小企業 4/5 （解雇等を行わない場合、大企業 3/4, 中小企業 10/10）
② 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	新型コロナウイルスへの対応として小学校等が臨時休業した場合に、その保護者である従業員に有給休暇を取得させた企業や個人事業者等を支援	企業の場合は休暇中に支払った賃金相当額（上限：日額 15,000 円, 個人事業者等：定額 7,500 円）

（※）「初めての雇用調整助成金」研修動画（京都市，京都市観光協会作成）による解説あり

URL：<https://www.kyokanko.or.jp/news/20200513/>

【相談先】

- ① 京都労働局 助成金センター（TEL：075-241-3269）  
中小企業雇用継続緊急支援センター（TEL：075-682-2233）
- ② 学校等休業助成金・支援金，雇用調整助成金，個人向け緊急小口資金相談コールセンター（TEL：0120-60-3999）

## 7 その他の事業者向け制度等

名 称	制度概要	交付方法
ガイドライン 推進宣言事業 所ステッカー	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けたガイドラインを遵守し、感染拡大防止や衛生対策等に取組む事業者の「見える化」を図るため、感染拡大防止に取り組む事業者に「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」を交付</p> <p>※ガイドラインは以下の3つから選択</p> <p>①業種別ガイドライン <a href="https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200713">https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200713</a></p> <p>②より一層『安心・安全』な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン） <a href="https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf">https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf</a></p> <p>③感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策） <a href="https://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_200618.pdf">https://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_200618.pdf</a></p>	<p>各事業者がガイドラインに基づいて感染症拡大防止に取り組むことを自ら宣言・実施</p> <p>⇒以下のいずれかの方法によりステッカーを入手</p> <p>①円形シール（直径 113mm）：経済団体等の窓口へ申込書を提出 提出先…商工会議所・商工会（1ページ参照）、（一社）京都経営者協会、（一社）京都経済同友会、（公社）京都工業会、京都府中小企業団体中央会、（公社）京都府観光連盟、（公社）京都市観光協会</p> <p>②PDF データ：京都会議 HP から申込 (<a href="https://www.kyotokaigi.com">https://www.kyotokaigi.com</a>)</p>

### 【問い合わせ先】

中小企業緊急経営支援コールセンター（TEL：0120-555-182）

京都府緊急事態措置コールセンター（TEL：075-414-5907）